

(資料 1)

令和 6 年 第 3 回  
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 説 明 資 料 1 —

令和 6 年 8 月 30 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第39号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	3
議案第40号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	市民福祉部 市民生活課	6
議案第41号	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企画総務部 財政課	8
議案第42号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課	14
議案第43号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	市民福祉部 健康推進課	16
議案第44号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市民福祉部 市民生活課	19
議案第45号	令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）	国保病院	21
議案第46号	令和5年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	水道課	22
認定第1号	令和5年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について	企画総務部 財政課	24
認定第2号	令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 市民生活課	資料3
認定第3号	令和5年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 健康推進課	
認定第4号	令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 市民生活課	
認定第5号	令和5年度鴨川市病院事業会計決算の認定について	国保病院	25
報告第6号	令和5年度鴨川市の健全化判断比率について	企画総務部 財政課	27
報告第7号	令和5年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について	水道課	28
報告第8号	令和5年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について	国保病院	29

## 議案第 39 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 提案理由

令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部が令和 6 年 12 月 2 日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

(1) 次の条例について、医療保険各法（※）の保険証の発行が終了し、個人番号カードを保険証として利用する仕組みに移行することに伴う条文の整備を行う。

ア 鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）【第 1 条】

イ 鴨川市国民健康保険条例（平成 17 年鴨川市条例 113 号）【第 2 条】

ウ 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 4 号）【第 3 条】

（※） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(2) その他条文の整備を行う。

### 3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

【第1条】鴨川市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から14日以内に、<u>回答書及び次に掲げる書類を市長に自ら提出し、若しくは提示</u>しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 健康保険証又は年金証書(手帳)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から14日以内に、<u>市長に回答書を提出し、及び次に掲げる書類のいずれかを提示</u>しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>3 略</p>

【第2条】鴨川市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第9条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者を10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者を10万円以下の過料に処する。</p>

【第3条】鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(届出の義務等)</p> <p>第9条 受給者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(届出の義務等)</p> <p>第9条 受給者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p>

<p>(2) 医療保険各法の保険の種類又は<u>保険証の記載事項</u>に変更があったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) 医療保険各法の保険の種類又は被保険者、組合員、加入者若しくは<u>被扶養者の資格に係る情報</u>に変更があったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。  
(鴨川市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 40 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

1 提案理由

令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部が改正され、令和 6 年 12 月 2 日から施行されることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 18 年千葉県市指令第 19 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求める。

2 内容

被保険者証の発行が終了することに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合が処理する事務のうち関係市町村において行うこととする事務に関する規定について改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

千葉県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改正前	改正後										
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>事務内容</th> </tr> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td>被保険者証及び資格証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	被保険者証及び資格証明書の引渡し	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>事務内容</th> </tr> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td>資格確認書等の引渡し</td> </tr> <tr> <td>資格確認書等の返還の受付</td> </tr> <tr> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	資格確認書等の引渡し	資格確認書等の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
事務内容											
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付											
被保険者証及び資格証明書の引渡し											
被保険者証及び資格証明書の返還の受付											
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し											
事務内容											
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付											
資格確認書等の引渡し											
資格確認書等の返還の受付											
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し											

保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務	保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務
-----------------------------	-----------------------------

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 41 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,298,719	64,000	4,362,719	固定資産税（現年度課税分）
10 地方特例交付金	136,832	1,230	138,062	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
11 地方交付税	4,830,940	22,711	4,853,651	普通交付税
13 分担金及び負担金	29,226	1,745	30,971	県営漁港広域漁港整備事業分担金 955 市営漁港整備事業分担金 790
14 使用料及び手数料	736,766	86	736,852	行政財産使用料（天津小湊支所）
15 国庫支出金	1,876,353	108,577	1,984,930	母子生活支援施設措置費負担金 3,827 児童手当費負担金 55,456 デジタル基盤改革支援補助金 44,110 子ども・子育て支援交付金 2,149 子ども・子育て支援事業費補助金 1,706 外
16 県支出金	1,049,421	2,421	1,051,842	母子生活支援施設措置費負担金 1,913 児童手当費負担金 △1,078 千葉県子ども・子育て支援補助金 1,057 水産物供給基盤機能保全事 業補助金 3,950 部活動地域移行実証事業委託金 △4,118 外
17 財産収入	15,814	55	15,869	財政調整基金利子
18 寄附金	600,000	1,162	601,162	民生費寄附金 443 消防費寄附金 500 教育費寄附金 219



19 繰入金	1,483,749	△192,652	1,291,097	介護保険特別会計繰入金 97,074 後期高齢者医療特別会計繰入金 2,065 財政調整基金繰入金 △291,791
20 繰越金	300,000	387,937	687,937	前年度繰越金
21 諸収入	364,663	8,627	373,290	生活保護費国庫負担金過年度収入 3,902 障害児通所給付費等国庫負担金過年度収入 1,825 障害者医療費国庫負担金過年度収入 1,629 鴨川市移住就業支援金返還金 1,200 外
22 市債	1,464,580	79,128	1,543,708	漁港整備事業債 6,900 給食センター施設整備事業債 69,800 臨時財政対策債 2,428
歳入合計	18,324,658	485,027	18,809,685	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	187,151	138	187,289
2 総務費	3,139,102	217,263	3,356,365
3 民生費	6,252,716	108,356	6,361,072
4 衛生費	2,337,052	△10,834	2,326,218
6 農林水産業費	579,065	24,017	603,082
7 商工費	313,119	20,146	333,265
8 土木費	733,254	19,755	753,009
9 消防費	881,345	394	881,739
10 教育費	1,981,457	105,792	2,087,249
歳出合計	18,324,658	485,027	18,809,685

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,893,419	△16,584	3,876,835
扶助費	3,319,389	55,150	3,374,539
物件費	3,296,773	65,161	3,361,934
維持補修費	130,756	55,144	185,900
補助費等	1,841,517	23,045	1,864,562
積立金	775,397	195,475	970,872
繰出金	1,643,249	7,714	1,650,963
投資的経費	1,374,246	99,922	1,474,168
普通建設事業費	1,374,246	99,922	1,474,168
補助事業費	137,808	7,900	145,708
単独事業費	1,159,692	87,245	1,246,937
その他	76,746	4,777	81,523
歳出合計	18,324,658	485,027	18,809,685

エ 主要事業

（単位 千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-10	基幹系システム維持管理事業	42,564	44,110			△1,546	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ用通信回線設置料 220 千円</li> <li>・コンピュータ用専用回線使用料 238 千円</li> <li>・システム標準化業務委託料 43,653 千円 外</li> </ul> 基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に関し、

							現行システムの既存データの整理（データクレンジング）及び標準準拠システムをガバメントクラウドで運用するための稼働環境設定等を実施する。															
3-2-2	児童手当費	55,006	56,084			△1,078	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当費 53,300 千円 外</li> <li>令和6年10月の制度改正により必要となる児童手当費を追加する。</li> <li>(主な改正内容)</li> <li>① 支給対象児童を高校生年代までに拡大（新たな対象児童 640 人）</li> <li>② 所得制限の撤廃（新たな対象児童 208 人）</li> <li>③ 第3子以降の手当額の増額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行（9月分まで）</th> <th>新制度（10月分以降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td>中学生まで（15歳到達後の最初の年度末まで）</td> <td>高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>手当月額</td> <td>第3子以降 15千円</td> <td>第3子以降 30千円</td> </tr> <tr> <td>支給月</td> <td>2月、6月、10月（年3回）</td> <td>偶数月（年6回）</td> </tr> </tbody> </table>		現行（9月分まで）	新制度（10月分以降）	支給対象	中学生まで（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）	所得制限	あり	なし	手当月額	第3子以降 15千円	第3子以降 30千円	支給月	2月、6月、10月（年3回）	偶数月（年6回）
	現行（9月分まで）	新制度（10月分以降）																				
支給対象	中学生まで（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）																				
所得制限	あり	なし																				
手当月額	第3子以降 15千円	第3子以降 30千円																				
支給月	2月、6月、10月（年3回）	偶数月（年6回）																				
6-3-3	漁港施設維持管理事業	7,900	3,950	3,100	790	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計委託料 1,900 千円</li> <li>安全で円滑な漁業生産活動を実現するため、浜波太漁港突堤物揚場の補修に係る設計費を増額する。</li> <li>漁港整備工事 6,000 千円</li> </ul>															

							施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図るため、浜荻漁港第三岸壁の補修工事を実施する。
6-3-4	県営漁港整備負担金事業	4,777		3,800	955	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営漁港広域漁港整備事業負担金 4,777 千円</li> </ul> 千葉県が行っている鴨川漁港施設機能強化事業、天津漁港水産物供給基盤機能保全事業及び小湊漁港水産物供給基盤機能保全事業に係る工事費が増額となることに伴い、負担金を増額する。
7-1-3	海辺の魅力づくり推進事業	2,356				2,356	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊報償金 1,330 千円</li> <li>・地域おこし協力隊支援委託料 834 千円 外</li> </ul> 前原横渚海岸周辺地域の魅力を活用した新たな観光コンテンツの造成等を行い、閑散期における観光客の誘致等を図るため、地域おこし協力隊を委嘱する。
10-6-1	市民スポーツ振興事業	230				230	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国及び国際スポーツ大会出場奨励金 230 千円</li> </ul> 青少年のスポーツ活動の促進及び本市のスポーツの振興に寄与するため、全国及び国際スポーツ大会に出場する市内在住の小中学生及び高校生等に奨励金を交付する。
10-6-2	総合運動施設整備事業	9,988				9,988	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計委託料 9,988 千円</li> </ul> 陸上競技場の第3種公認更新に必要な改修工事を行うための実施設計業務を委託する。
10-6-3	給食センター設備改修等事業	73,436		69,800		3,636	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監理委託料 2,035 千円</li> <li>・空調設備設置工事 71,401 千円</li> </ul> 子ども達に安全で安心な給食を提供するため、学校給食センター調理場内の衛生管理を強化するための空調設備を設置する。

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
図書館管理システム更新事業	自 令和6年度 至 令和11年度	19,259	効率的な図書館運営に資するため、新たな図書館管理システムを令和7年4月1日から5年間、リース方式により導入するとともに、適正な維持管理を図るため、保守業務を委託する。

(3) 地方債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
漁港整備事業	17,800	24,700	市営漁港整備事業に係る補修工事及び県営漁港整備事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。
給食センター施設整備事業	137,700	207,500	給食センター設備改修等事業に係る空調設備設置工事の追加に伴い、限度額を追加する。
臨時財政対策債	30,700	33,128	普通交付税算定結果に伴い、限度額を増額する。

議案第 42 号

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
10 繰入金		339,637	16,400	356,037	
	2 基金繰入金	104,071	16,400	120,471	財政調整基金繰入金
11 繰越金		23,710	8,439	32,149	
	1 繰越金	23,710	8,439	32,149	前年度繰越金
歳入合計		3,876,506	24,839	3,901,345	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		18,796	13	18,809
	1 総務管理費	15,121	13	15,134
3 国民健康保険事業費納付金		943,704	24,781	968,485
	1 医療給付費分	638,480	25,276	663,756
	2 後期高齢者支援金等分	227,299	1,859	229,158

	3 介護納付金分	77,925	△2,354	75,571
11 諸支出金		3,871	45	3,916
	1 償還金及び還付加算金	3,071	45	3,116
歳出合計		3,876,506	24,839	3,901,345

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	一般被保険者医療給付費分	25,276				25,276	・一般被保険者医療給付費納付金 25,276 千円 令和6年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-2-1	一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,859				1,859	・一般被保険者後期高齢者支援金等納付金 1,859 千円 令和6年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-3-1	介護納付金分	△2,354				△2,354	・介護納付金 △2,354 千円 令和6年度の事業費納付金が確定したことから、不用額を減額する。
11-1-3	国庫支出金等返還金	45				45	・国庫支出金等返還金 45 千円 令和5年度の補助金の額が確定したことから、交付済額との差額を返還する。

議案第 43 号

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
4 県支出金		660,704	5,201	665,905	
	1 県負担金	637,975	5,201	643,176	介護給付費負担金
6 繰入金		729,329	58,020	787,349	
	1 一般会計繰入金	729,329	△329	729,000	職員給与費等繰入金（介護保険職員分） △1,345 職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分） 787 事務費繰入金（介護保険事業分） 229
	2 基金繰入金	0	58,349	58,349	介護給付費準備基金繰入金
7 繰越金		1	84,167	84,168	
	1 繰越金	1	84,167	84,168	前年度繰越金
歳入合計		4,604,060	147,388	4,751,448	



## イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		120,022	△328	119,694
	1 総務管理費	78,672	△558	78,114
	3 介護認定審査会費	38,157	230	38,387
6 基金積立金		34,656	5,203	39,859
	1 基金積立金	34,656	5,203	39,859
8 諸支出金		1,590	142,513	144,103
	1 償還金及び還付加算金	1,590	45,438	47,028
	2 繰出金	0	97,075	97,075
歳出合計		4,604,060	147,388	4,751,448

## ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-3-2	認定調査等費	230				230	・会計年度任用職員期末手当 125 千円 ・会計年度任用職員勤勉手当 105 千円 介護認定調査員の期末手当及び勤勉手当の不足額を増額する。
6-1-1	介護給付費準備 基金積立金	5,203	5,201			2	・介護給付費準備基金積立金 5,203 千円 令和5年度介護給付費の精算に伴う県負担金(歳入)を基金に積み立てる。

8-1-2	国県支出金等返還金	45,438				45,438	・国県支出金等返還金 45,438 千円 令和5年度介護給付費等の精算に伴う国県等への返還額を追加する。
8-2-1	一般会計繰出金	97,075				97,075	・一般会計繰出金 97,075 千円 令和5年度介護給付費等の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

議案第 44 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
3 繰入金		145,187	435	145,622	
	1 一般会計繰入金	145,187	435	145,622	事務費繰入金
4 繰越金		1	5,157	5,158	
	1 繰越金	1	5,157	5,158	前年度繰越金
5 諸収入		2,195	1,595	3,790	
	2 償還金及び還付加算金	1,100	1,595	2,695	保険料還付金
歳入合計		647,694	7,187	654,881	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,219	436	9,655
	2 徴収費	8,544	436	8,980
2 後期高齢者医療		636,375	3,089	639,464

広域連合納付金	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	636,375	3,089	639,464
3 諸支出金		1,100	3,662	4,762
	1 償還金及び還付 加算金	1,100	1,596	2,696
	2 繰出金	0	2,066	2,066
歳出合計		647,694	7,187	654,881

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納付金	3,089				3,089	・後期高齢者医療保険料等負担金 3,089 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料のうち、令和5年度の未精算分を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。
3-1-1	保険料過誤納 還付金	1,596				1,596	・後期高齢者医療保険料過誤納還付金 1,596 千円 令和5年度以前に納付された保険料について、所得更正等による保険料額の変更が生じたため、納付済みの保険料を還付する。
3-2-1	一般会計繰出 金	2,066				2,066	・一般会計繰出金 2,066 千円 令和5年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

議案第 45 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-2-6	補助金	0	1,629	1,629	国庫補助金 1,086 県補助金 543

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	給与費	889,130	△6,825	882,305	給料 △4,860 手当等 △1,965
1-1-3	経費	244,631	5,754	250,385	旅費交通費 590 委託料 5,164
1-1-6	研究研修費	85,461	2,700	88,161	謝金 2,700

議案第 46 号

令和 5 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市水道事業会計利益の処分をしたいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 5 年度鴨川市水道事業会計決算を調製したので、同法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 概要

(1) 利益の処分

剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,335,644,066	96,151	242,542,116
議会の議決による処分数額	145,930,933	0	△145,930,933
建設改良積立金の積立て	0	0	0
資本金への組入れ	145,930,933	0	△145,930,933
条例第 4 条による処分数額	0	0	△7,400,066
減債積立金の積立て	0	0	△7,400,066
処分後残高	6,481,574,999	96,151	(繰越利益剰余金) 89,211,117

・ 条例 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）

(2) 決算の認定

ア 事業概要

項目	令和5年度実績	令和4年度実績	比較
1 当年度末給水人口	30,401 人	30,941 人	△540 人
2 当年度末給水戸数	18,745 戸	18,549 戸	196 戸
3 年間総給水量	5,516,984 m <sup>3</sup>	5,644,298 m <sup>3</sup>	△127,314 m <sup>3</sup>
4 年間有収水量	4,079,655 m <sup>3</sup>	4,105,088 m <sup>3</sup>	△25,433 m <sup>3</sup>
5 有収率	73.9%	72.7%	1.2%
6 一日最大給水量	(8/12)17,968 m <sup>3</sup>	(8/11)17,615 m <sup>3</sup>	353 m <sup>3</sup>
7 一日平均給水量	15,073 m <sup>3</sup>	15,463 m <sup>3</sup>	△390 m <sup>3</sup>
8 事業収益	1,330,442,389 円	1,360,461,338 円	△30,018,949 円
9 事業費	1,323,042,323 円	1,319,265,606 円	3,776,717 円
10 純利益 (△は純損失)	7,400,066 円	41,195,732 円	△33,795,666 円

・事業収益及び事業費は、消費税及び地方消費税に係る部分を除いた額を計上した。

イ 建設工事の概況

(ア) 金東地区配水管布設替工事	47,941,300 円
(イ) 坂本地区給水ユニット新設工事	11,555,500 円
(ウ) 二夕間橋添架配水管布設替工事	6,823,300 円
(エ) 高鶴配水場計装設備更新工事	5,390,000 円
(オ) 横渚浄水場自家発電施設設置工事	476,186,700 円
(カ) 横渚浄水場発電機棟建設工事	113,523,800 円
(キ) 横渚浄水場監視制御設備点検整備工事	9,295,000 円
(ク) 保台浄水場薬品注入設備流量計更新工事	7,073,000 円

- 認定第1号 令和5年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和5年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 提案理由

令和5年度の鴨川市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の決算を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 主要な施策の成果を説明する書類

別添 資料3のとおり



認定第5号

令和5年度鴨川市病院事業会計決算の認定について

1 提案理由

令和5年度鴨川市病院事業会計決算を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 概要

(1) 事業概要

項目	令和5年度実績	令和4年度実績	比較
1 年間入院患者数	18,863人	21,404人	△2,541人
内科	18,246人	19,624人	△1,378人
整形外科	614人	832人	△218人
眼科	3人	3人	0人
リハビリテーション科	0人	945人	△945人
2 年間外来患者数	39,221人	39,841人	△620人
内科	14,705人	14,552人	153人
循環器内科	231人	258人	△27人
神経内科	139人	152人	△13人
整形外科	4,252人	4,956人	△704人
小児科	267人	484人	△217人
皮膚科	767人	750人	17人
泌尿器科	387人	490人	△103人
眼科	5,298人	4,708人	590人
耳鼻いんこう科	349人	469人	△120人

リハビリテーション科	3人	2人	1人
歯科	12,823人	13,020人	△197人
3 事業収益	1,324,616,673円	1,452,997,520円	△128,380,847円
4 事業費	1,332,319,576円	1,349,199,508円	△16,879,932円
5 純利益（△は純損失）	△7,702,903円	103,798,012円	△111,500,915円

・事業収益及び事業費は、消費税及び地方消費税に係る部分を除いた額を計上した。

## 報告第6号

### 令和5年度鴨川市の健全化判断比率について

#### 1 報告理由

令和5年度鴨川市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

#### 2 内容

##### (1) 実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して得た数値

##### (2) 連結実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計、公営企業以外の特別会計及び公営企業会計の実質赤字額の合算額を、標準財政規模で除して得た数値

##### (3) 実質公債費比率（鴨川市＝9.8%）

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

##### (4) 将来負担比率（鴨川市＝80.1%）

一般会計の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、一般会計以外の特別会計の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、組合等の元金償還に充てる負担見込額、退職手当支給予定額の一般会計負担額及び損失補償に係る一般会計の負担見込額の合算額から将来負担額の償還に充当することができる基金額及び特定財源見込額並びに地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

報告第7号

令和5年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

1 報告理由

令和5年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

(1) 資金不足比率

ア 資金の不足額 [該当なし]	÷	イ 事業の規模 [1,079,643 千円]	×100=	該当なし (%)
--------------------	---	---------------------------	-------	----------

ア 資金の不足額

流動負債等 [479,695 千円]	-	流動資産等 [1,341,946 千円]	=	△862,251 千円
-----------------------	---	-------------------------	---	-------------

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

営業収益 [1,082,939 千円]	-	受託工事収益 [3,296 千円]	=	1,079,643 千円
------------------------	---	----------------------	---	--------------

## 報告第8号

### 令和5年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について

#### 1 報告理由

令和5年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

#### 2 内容

##### (1) 資金不足比率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ア 資金の不足額} \\ \hline \text{[該当なし]} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{イ 事業の規模} \\ \hline \text{[1,168,715 千円]} \\ \hline \end{array} \times 100 = \begin{array}{|c|} \hline \text{該当なし} \quad (\%) \\ \hline \end{array}$$

##### ア 資金の不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債等} \\ \hline \text{[82,532 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産等} \\ \hline \text{[799,165 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{△716,633 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

##### イ 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{営業収益} \\ \hline \text{[1,168,715 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受託工事収益} \\ \hline \text{[なし]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1,168,715 千円} \\ \hline \end{array}$$